（参考資料）

防災業務計画修正

新 旧 対 照 表

令和７年７月

○国土交通省防災業務計画修正新旧対照表　　令和７年７月１日（下線は改正部分）

第１編　総則

修正前	修正後
第3章 防災に関する組織・体制 第5節 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）	第3章 防災に関する組織・体制 第5節 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）
○大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成２４年国土交通省訓令第３１号）に基づき、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局及び気象庁に、それぞれ緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を設置するものとする。	○災害（災対法第２条第１号に規定する災害であって、同法第５１条第１項に規定する災害応急対策責任者が単独で同法第５０条第１項に規定する災害応急対策を実施することが困難であるものをいう）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、同法第４９条の２第２項の規定に基づき、他の災害応急対策責任者を迅速かつ的確に応援するため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成２４年国土交通省訓令第３１号）に基づき、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局及び気象庁に、それぞれ緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を設置するものとする。
○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の管理及び運営に係る事務を処理させるため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成２４年国土交通省訓令第３１号）に基づき、緊急災害対策派遣隊事務局を設置するものとする。	（削除）
（新規）	○専門的な知識を有する民間企業等の人材をＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ予備隊員制度により募集・採用し、災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣することにより、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）としての応援体制の強化を図るものとする。

修正前	修正後
（新規）	○他の災害応急対策責任者を応援するにあたり、学識経験者をＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーとして委嘱し、高度な技術的助言を得るための体制を整備するものとする。
（新規）	○災害応急対策責任者を支援する組織及び能力を有する法人又は団体と災害協定等を締結し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとして位置付け、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）と迅速かつ円滑な連携を図るものとする。
（新規）	○国全体の災害対応力を高めるために、平時から都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修などを実施することで連携を強化し、被災地における一体的な活動を促進するものとする。
○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の管理及び運営に係る事務を処理させるため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成２４年国土交通省訓令第３１号）に基づき、緊急災害対策派遣隊事務局を設置するものとする。	○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の管理及び運営に係る事務を処理させるため、本省に、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成２４年国土交通省訓令第３１号）に基づき、緊急災害対策派遣隊事務局を設置するものとする。
○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣手順及び指揮命令系統については、別に定めるところによるものとする。	○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣及び多様な主体との連携に関して必要な事項については、別に定めるところによるものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 災害対策の推進 第2 主要交通・通信機能強化 ○主要交通機能の強化を図るため、道路、港湾、航空等の基幹的施設の整備に当たっては、各施設等の耐震設計、既存施設等の耐震化の推進、液状化対策を推進するとともに、大都市圏環状道路等の整備を含めた交通ネットワークの多重性・代替性の確保に努めるものとする。また、発災時における人流、物流の途絶が被災地の災害応急対策の実施に致命的な支障をきたさないよう、また、全国規模での輸送活動に大きな影響が生じないよう、各交通施設の間の連携の強化等により、陸・海・空にわたる複数の輸送モード及び輸送ルートからなる多重性・代替性の確保に努めるものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。 （略） 第3 都市の防災構造化の推進 (6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等	第1章 災害予防 第1節 災害対策の推進 第2 主要交通・通信機能強化 ○主要交通機能の強化を図るため、道路、港湾、航空等の基幹的施設の整備に当たっては、各施設等の耐震設計、既存施設等の耐震化の推進、液状化対策を推進するとともに、大都市圏環状道路等の整備を含めた交通ネットワークの多重性・代替性の確保に努めるものとする。また、発災時における人流、物流の途絶が被災地の災害応急対策の実施に致命的な支障をきたさないよう、また、全国規模での輸送活動に大きな影響が生じないよう、各交通施設の間の連携の強化等により、陸・海・空にわたる複数の輸送モード及び輸送ルートからなる多重性・代替性の確保に努めるものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。<u>また、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するものとする</u>。 （略） 第3 都市の防災構造化の推進 (6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

修正前	修正後
○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。	○「緑の広域計画」・「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。
（略）	（略）
第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等
○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。	○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路の未整備区間の整備及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。
（略）	（略）
第10 港湾施設の整備及び港湾の災害対応力の強化	第10 港湾施設の整備及び港湾の災害対応力の強化
（略）	（略）

修正前	修正後
○非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾ＢＣＰの改善等の災害対応力の強化を推進するに取り組む。	○非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、港湾BCP・広域港湾BCPの策定や不断の見直し・改善、それらに基づく防災訓練の実施等の災害対応力の強化を推進する。
（略）	（略）
第14 ライフライン対策の推進	第14 ライフライン対策の推進
○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。	○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。
（略）	（略）
○河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路の整備を図るものとする。	○河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路、災害用井戸等の整備等を図るものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第2節 危機管理体制の整備 第3 関係機関との連携 （略） （新規） （略） 第4 応急復旧体制等の整備 （略） ○発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会等の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携し、て、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。計画の作成にあたっては、対象とする災害、地域、路線等を適切に定めるものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。	第2節 危機管理体制の整備 第3 関係機関との連携 （略） ○地方自治体が住家被害認定調査等に関して不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体からの支援を円滑に受け入れることができるよう、平時における応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等の支援を行うものとする。 （略） 第4 応急復旧体制等の整備 （略） ○道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、道路啓開、応急復旧等（以下、「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○緊急災害対策派遣隊（ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。	○緊急災害対策派遣隊（ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が迅速に活動できるよう、事前にＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーやＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。
（略）	（略）
（新規）	○水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第4節 災害発生直後の施設の緊急点検 (3) 港湾施設 ○災害発生直後に、港湾管理者と連携しつつ、港湾施設の緊急点検を実施する等、被害情報の収集に努めるものとする。 （略） 第6節 災害復旧時における応急工事等の実施 ○ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に関する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。 （略）	第2章 災害応急対策 第4節 災害発生直後の施設の緊急点検 (3) 港湾施設 ○災害発生直後に、港湾管理者と連携しつつ、港湾施設の緊急点検等、被害情報の収集を実施するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うよう努めるものとする。 （略） 第6節 災害復旧時における応急工事等の実施 ○ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）は、災害（災対法第２条第１号に規定する災害であって、同法第５１条第１項に規定する災害応急対策責任者が単独で同法第５０条第１項に規定する災害応急対策を実施することが困難であるものをいう）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に関する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。 （略）

修正前	修正後
（新規）	○地方管理空港等において、必要に応じ、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用し支援を行うものとする。
（略）	（略）
第7節 災害復旧時における交通の確保等 第1 道路交通の確保	第7節 災害復旧時における交通の確保等 第1 道路交通の確保
○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。	○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
（略）	（略）
○民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。	○民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○併せて、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握するとともに道路利用者にその情報が道路利用者に確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供する。	（削除）
（略）	（略）
第11節　ライフライン施設の応急復旧	第11節　ライフライン施設の応急復旧
（新規）	○上下水道は発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第12節 地方公共団体等への支援	第12節 地方公共団体等への支援
○大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用し、被災地方公共団体等が行う、被災状況及び被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動、交通の確保等に対する支援を行うものとする。	○災害（災対法第２条第１号に規定する災害であって、同法第５１条第１項に規定する災害応急対策責任者が単独で同法第５０条第１項に規定する災害応急対策を実施することが困難であるものをいう）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーを派遣し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携等により、災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用し、被災地方公共団体等が行う、被災状況及び被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動、交通の確保等に対する支援を行うものとする。
○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。	○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

修正前	修正後
○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された職員が泊まることができる待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された職員が泊まることができる待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。
（略）	（略）
第4 飲料水の確保、支援等	第4 飲料水の確保、支援等
（略）	（略）
（新規）	○水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第3章 災害応急対策 第4節 都市の復興 第3 復興事前準備への支援 ○復興まちづくりの主体となる地方公共団体が、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニング、復興まちづくりの目標と実施方針の検討などの復興事前準備の取組を推進する。 （略） 第6節 被災者の居住の安定確保に対する支援 第1 公営住宅の整備等 （新規） （略）	第3章 災害応急対策 第4節 都市の復興 第3 復興事前準備への支援 ○復興まちづくりの主体となる地方公共団体が、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニング、復興まちづくりの目標と実施方針の検討などの復興事前準備の取組を推進する。 （略） 第6節 被災者の居住の安定確保に対する支援 第1 罹災証明書の早期交付の前提となる住家被害認定調査の円滑化 ○被災者の生活再建にあたり、罹災証明書の早期交付が不可欠である。そのため、住家被害認定調査が円滑に行われるよう、不動産鑑定士の士業団体等に対し、被災地方公共団体や被災者等への支援活動を働きかけるものとする。 （略）

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第4 都市の防災構造化の推進 (6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等 ○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。 （略） 第5 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 ○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。 （略）	第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第4 都市の防災構造化の推進 (6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等 ○「緑の広域計画」・「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。 （略） 第5 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 ○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路の未整備区間の整備及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。 （略）

修正前	修正後
第10 鉄道施設の安全性の確保等	第10 鉄道施設の安全性の確保等
（略）	（略）
・駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する。	（削除）
（略）	（略）
第16 ライフライン対策の推進	第16 ライフライン対策の推進
○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで水道及び下水道機能を維持・回復するための水道事業管理者及び下水道管理者におけるBCPの策定を推進する。	○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで水道及び下水道機能を維持・回復するための水道事業者及び下水道管理者におけるBCPの策定を推進する。
（略）	（略）

修正前	修正後
○河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。	○河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路、災害用井戸等の整備等を図るものとする。
（略）	（略）
第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備	第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備
（略）	（略）
○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、想定災害、支援対象及び隊員の運用計画等を定めたＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を作成する。	○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が迅速に活動できるよう、事前にＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有するＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーやＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。さらに、想定災害、支援対象及び隊員の運用計画等を定めたＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を作成する。
（略）	（略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）

修正前	修正後
第13節 地方公共団体等への支援 ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）	第13節 地方公共団体等への支援 ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーを派遣し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携等により、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）

修正前	修正後
第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 第1節 地震防災応急対策に係る措置 第4 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配等 （略） ○道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等を確保するため、あらかじめ民間団体等との間で応援協定を締結しておく等必要な措置をとるものとする。 （略）	第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 第1節 地震防災応急対策に係る措置 第4 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配等 （略） ○道路啓開等に必要な人員、資機材等を確保するため、あらかじめ民間団体等との間で応援協定を締結しておく等必要な措置をとるものとする。 （略）

修正前	修正後
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、ＧＰＳ波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。 （略） 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保 （略） （新規）	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、ＧＰＳ波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。 （略） 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保 （略） ・駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する。

修正前	修正後
（略）	（略）
第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策	第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策
（略）	（略）
・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のグローバルサイトにおける発信やＪＮＴＯコールセンターにおける多言語の２４時間の電話による問い合わせ対応を実施する。	・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のウェブサイト等における発信やＪＮＴＯコールセンターにおける多言語の２４時間の電話による問い合わせ対応を実施する。
（略）	（略）
第3　エレベーター内の閉じ込めへの対応	第3　エレベーター内の閉じ込めへの対応
（略）	（略）
・エレベーターへのＰ波感知型地震時管制運転装置の設置の普及を促進する。	・エレベーターへのＰ波感知型地震時管制運転装置の設置を促進する。
（略）	（略）
第5節 被災者の救命・救助 第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等	第5節 被災者の救命・救助 第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等

修正前	修正後
（略）	（略）
＜平時から準備しておくべき事項＞ ・官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、ＵＡＶによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。	＜平時から準備しておくべき事項＞ ・自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。
（略）	（略）
・緊急輸送ルートを基本とした道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。	・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第6節 被害の拡大防止・軽減 第1 複数災害への対応 （略） 第8節 被災者・避難者の生活支援 第3 生活用水と衛生環境の確保 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 （略） 第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第3 迅速な復興に向けた支援 （略）	第6節 被害の拡大防止・軽減 第1 複合災害への対応 （略） 第8節 被災者・避難者の生活支援 第3 生活用水と衛生環境の確保 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 （略） 第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第3 迅速な復興に向けた支援 （略）

修正前	修正後
・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。 （略） 第4 担い手の確保・育成 （略） ・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。 （略）	・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。 （略） 第4 担い手の確保・育成 （略） ・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの普及・活用、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。 （略）

修正前	修正後
第10節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等 ○南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に震度７という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約１３４．６万棟発生すると想定されている。 そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。 ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和７年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。 （略） ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、Ｐ波感知型地震時管制運転装置の設置を普及促進する。 （略）	第10節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等 ○南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に震度７という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約１２７．９万棟発生すると想定されている。 そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。 ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の不足する住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。 （略） ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、Ｐ波感知型地震時管制運転装置の設置を促進する。 （略）

修正前	修正後
第2 公共施設の耐震化等	第2 公共施設の耐震化等
（略）	（略）
・発災後の国民の生活を１日でも早く日常に戻すため、水道施設及び下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。	・発災後の国民の生活を１日でも早く日常に戻すため、水道施設及び下水道施設の耐震化・液状化対策を推進する。
・発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や１日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。	・発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や１日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震化・液状化対策を推進する。
（略）	（略）
第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策	第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策
（略）	（略）
・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地震動の予報の発表に向けた取組を進める。	・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する予報及び観測情報を発表する。
（略）	（略）

修正前	修正後
第11節 巨大な津波への備え	第11節 巨大な津波への備え
第1 避難路・避難場所の確保等	第1 避難路・避難場所の確保等
（略）	（略）
・高齢者など遠方避難が困難な方々の避難手段として、津波救命艇の普及を進める。	（削除）
（略）	（略）
（新規）	・また、避難行動の際、参考となる道路等における標高や津波実績高などの表示を積極的に推進する。
（略）	（略）
・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難 な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及を推進する。	・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定（平成２９年７月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難 な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。
（略）	（略）
第3 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等	第3 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等

修正前	修正後
（略） ・特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防護、海岸の侵食対策を推進する。 （略）	（略） ・特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防御、海岸の侵食対策を推進する。 （略）

修正前	修正後
第6章 首都直下地震対策計画 第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 （略） ・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、防災情報通信ネットワークの整備を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さを道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。 （略） ・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り組む。 （略） 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保 （略）	第6章 首都直下地震対策計画 第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 （略） ・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、防災情報通信ネットワークの整備を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。 （略） ・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。 （略） 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保 （略）

修正前	修正後
（新規）	・駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する。
（略）	（略）
第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策	第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策
・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のグローバルサイトにおける発信やＪＮＴＯコールセンターにおける多言語の２４時間の電話による問い合わせ対応を実施する。	・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のウェブサイト等における発信やＪＮＴＯコールセンターにおける多言語の２４時間の電話による問い合わせ対応を実施する。
（略）	（略）
第3　エレベーター内の閉じ込めへの対応	第3　エレベーター内の閉じ込めへの対応
（略）	（略）
・エレベーターへのＰ波感知型地震時管制運転装置の設置の普及を促進する。	・エレベーターへのＰ波感知型地震時管制運転装置の設置を促進する。
（略）	（略）

修正前	修正後
第5節 被災者の救命・救助 第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、ＵＡＶによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。 （略） ・様々な震源を想定し被災パターンに応じた道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。 （略）	第5節 被災者の救命・救助 第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。 （略） ・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。 （略）

修正前	修正後
第8節 被災者・避難者の生活支援 第3 生活用水と衛生環境の確保 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 （略）	第8節 被災者・避難者の生活支援 第3 生活用水と衛生環境の確保 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 （略）

修正前	修正後
第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第3 迅速な復興に向けた支援 （略） ・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。 （略） 第4 担い手の確保・育成 （略） ・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。 （略）	第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第3 迅速な復興に向けた支援 （略） ・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。 （略） 第4 担い手の確保・育成 （略） ・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの普及・活用、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。 （略）

修正前	修正後
第10節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等 （略） ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和７年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。 （略） ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、Ｐ波感知型地震時管制運転装置の設置を普及促進する。 （略） 第2 公共施設の耐震化等 （略）	第10節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等 （略） ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の不足する住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。 （略） ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、Ｐ波感知型地震時管制運転装置の設置を促進する。 （略） 第2 公共施設の耐震化等 （略）

修正前	修正後
・発災後の国民の生活を１日でも早く日常に戻すため、水道施設及び下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。	・発災後の国民の生活を１日でも早く日常に戻すため、水道施設及び下水道施設の耐震化・液状化対策を推進する。
（略）	（略）
第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策	第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策
（略）	（略）
・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地震動の予報の発表に向けた取組を進める。	・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する予報及び観測情報を発表する。
（略）	（略）

修正前	修正後
第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等 （略） ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難 な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及を推進する。 （略） 第3 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等 ・特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防護、海岸の侵食対策を推進する。 （略）	第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等 （略） ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定（平成２９年７月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難 な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。 （略） 第3 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等 ・特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防御、海岸の侵食対策を推進する。 （略）

修正前	修正後
第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 （略） ・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。 （略） ・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、ＧＰＳ波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。 （略） 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保	第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 （略） ・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、防災情報通信ネットワークの整備を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。 （略） ・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、ＧＰＳ波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。 （略） 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保

修正前	修正後
（略）	（略）
・駅間で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間の指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、各事業者の対応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。	・駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、~~各~~鉄道事業者に対し、対応策を指導する。
（略）	（略）
第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策	第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策
（略）	（略）
・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のグローバルサイトにおける発信やＪＮＴＯコールセンターにおける多言語の２４時間の電話による問い合わせ対応を実施する	・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（ＪＮＴＯ）のウェブサイト等における発信やＪＮＴＯコールセンターにおける多言語の２４時間の電話による問い合わせ対応を実施する。
（略）	（略）

修正前	修正後
第5節 被災者の救命・救助 第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、ＵＡＶによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。 （略） ・緊急輸送ルートを基本とした道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。 （略）	第5節 被災者の救命・救助 第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。 （略） ・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。 （略）

修正前	修正後
第8節 被災者・避難者の生活支援 第3 生活用水と衛生環境の確保 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 （略） 第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第3 迅速な復興に向けた支援 （略） ・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。	第8節 被災者・避難者の生活支援 第3 生活用水と衛生環境の確保 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 （略） 第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第3 迅速な復興に向けた支援 （略） ・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。

修正前	修正後
（略）	（略）
第4 担い手の確保・育成	第4 担い手の確保・育成
（略）	（略）
・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの構築、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。	・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの普及・活用、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。
（略）	（略）
第10節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等	第10節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等
（略）	（略）

修正前	修正後
・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和７年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。	・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の不足する住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。
（略）	（略）
第2 公共施設の耐震化等	第2 公共施設の耐震化等
（略）	（略）
・発災後の国民の生活を１日でも早く日常に戻すため、水道施設及び下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。	・発災後の国民の生活を１日でも早く日常に戻すため、水道施設及び下水道施設の耐震化・液状化対策を推進する。
（略）	（略）
第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策	第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策
（略）	（略）

修正前	修正後
・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地震動の予報の発表に向けた取組を進める。	・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する予報及び観測情報を発表する。
（略）	（略）
第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等	第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等
（略）	（略）
・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難 な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及を推進する。	・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成２６年９月に策定（平成２９年７月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難 な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。
（略）	（略）

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第2 津波に強い国づくり、地域づくり （略） ○津波等による災害のおそれのある土地の区域について、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づき、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としては、原則として市街化区域に含まないこととされていることについて周知等に努めるものとする。 （略） 第5 避難場所・避難路等の確保・整備 （略） ○河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、水道事象、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。 （略）	第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第2 津波に強い国づくり、地域づくり （略） ○津波等による災害のおそれのある土地の区域について、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）に基づき、原則としておおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に含まないこととされていることについて周知等に努めるものとする。 （略） 第5 避難場所・避難路等の確保・整備 （略） ○河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、水道事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。 （略）

修正前	修正後
第7 都市の防災構造化の推進 (5) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等 ○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。 （略） 第８ 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 ○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。 （略） 第 13 港湾施設の整備	第7 都市の防災構造化の推進 (5) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等 ○「緑の広域計画」・「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。 （略） 第８ 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 ○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路の未整備区間の整備及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。 （略） 第 13 港湾施設の整備

修正前	修正後
（略）	（略）
○港湾においては、最大クラスの津波に対しても、津波襲来時における周辺住民、港湾関係者等の人命を保護するとともに、地域の産業・物流機能の維持等災害時に港湾に求められる役割を踏まえ、港湾における津波防波堤の整備、粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進、避難対策策定の支援等港湾の総合的な津波対策を推進するものとする。	○港湾においては、最大クラスの津波に対しても、津波襲来時における周辺住民、港湾関係者等の人命を保護するとともに、地域の産業・物流機能の維持等災害時に港湾に求められる役割を踏まえ、港湾における津波防波堤の整備、粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進、避難対策策定の支援等港湾の総合的な津波対策を推進するものとする。
（略）	（略）
第16 ライフライン対策の推進	第16 ライフライン対策の推進
○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで水道及び下水道機能を維持・回復するための水道事業管理者及び下水道管理者におけるBCPの策定を推進する。	○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。また、速やかにかつ高いレベルで水道及び下水道機能を維持・回復するための水道事業者及び下水道管理者におけるBCPの策定を推進する。
（略）	（略）

修正前	修正後
○河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。 （略）	○河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路、災害用井戸等の整備等を図るものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）

修正前	修正後
第13節 地方公共団体等への支援 ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）	第13節 地方公共団体等への支援 ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーを派遣し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携等により、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 ○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。 （略） 第5 都市の防災構造化の推進 （1）都市の防災構造化対策の計画的推進 ○都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進するため、市町村が定める立地適正化計画について、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域の設定と、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針の位置付けを促進するものとする。 （略）	第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 ○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路の未整備区間の整備及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。 （略） 第5 都市の防災構造化の推進 （1）都市の防災構造化対策の計画的推進 ○災害リスクを踏まえたコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、市町村が定める立地適正化計画について、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域の設定と、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針の位置付けを促進するものとする。 （略）

修正前	修正後
(2) 流域における総合的な治水対策の推進	(2) 流域における総合的な治水対策の推進
（略）	（略）
○河川について、築堤、河道掘削、遊水地、放水路、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、下水道事業により雨水渠の整備等を推進するものとする。	○河川について、築堤、河道掘削、遊水地、放水路、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、下水道事業により雨水管渠の整備等を推進するものとする。
（略）	（略）
(5) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等	(5) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等
○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。	○「緑の広域計画」・「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第6 災害発生のおそれのある区域に関する措置	第6 災害発生のおそれのある区域に関する措置
（略）	（略）
○洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、地域住民の防災意識を高め、災害発生時の迅速な避難等に資するとともに、土砂災害が発生するおそれがある区域等の増加を抑制するため、都市計画法に基づき、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としては、原則として市街化区域に含まないこととされていることについて周知に努める等、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。	○洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、地域住民の防災意識を高め、災害発生時の迅速な避難等に資するとともに、土砂災害が発生するおそれがある区域における被害を抑制するため、都市計画法施行令に基づき、原則としておおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に含まないこととされていることについて周知に努める等、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
（略）	（略）
第10 港湾施設の整備	第10 港湾施設の整備
○最新の知見で更新した設計沖波で耐波性能等を照査し、重要かつ緊急性の高い施設について、嵩上げや補強を実施する。また、官民の多様な主体が合意の上でハード・ソフトの各種施策を進める「協働防護」により防災・減災対策を推進する。	○港湾における気候変動適応を図るため、官民の関係者が連携して、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」の取組を進めるとともに、防波堤等の耐波性能等の照査や補強を実施する。
（略）	（略）

修正前	修正後
第14 ライフライン対策の推進 〇災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。 （略）	第14 ライフライン対策の推進 〇災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 （略） ○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 （略） ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）

修正前	修正後
第13節 地方公共団体等への支援 （略） ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）	第13節 地方公共団体等への支援 （略） ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーを派遣し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携等により、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）

修正前	修正後
第1章 災害予防 第2節 火山災害対策の推進 第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 ○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。 （略） 第10 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。 （略）	第1章 災害予防 第2節 火山災害対策の推進 第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 ○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路の未整備区間の整備及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。 （略） 第10 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。 （略）

修正前	修正後
第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 （略） ○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）	第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 （略） ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な~~移動~~手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）

修正前	修正後
第13節 地方公共団体等への支援 ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）	第13節 地方公共団体等への支援 ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーを派遣し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携等により、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 雪害対策の推進 第8 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。 （略） 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備 （略）	第1章 災害予防 第1節 雪害対策の推進 第8 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。 （略） 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備 （略）

修正前	修正後
○道路の除排雪、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ地域特性や降雪予測を考慮した地域や路線・区間毎のタイムラインや道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、出控え等の行動変容を促す取組や道路管理者間の相互支援により除雪車等を予め広域的に再配置するなどして、集中除雪に備えるものとする。 （略）	○道路啓開等を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ地域特性や降雪予測を考慮した地域や路線・区間毎のタイムラインや道路啓開計画を作成するなど事前の備えを推進するものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、出控え等の行動変容を促す取組や道路管理者間の相互支援により除雪車等を予め広域的に再配置するなどして、集中除雪に備えるものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、除排雪、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。なお、立ち往生車両等の発生により、除雪作業に支障が生ずる等の交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行うものとする。 （略） ○道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により道路啓開、除雪作業、応急復旧等の状況を、迅速に情報提供するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開等を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。なお、立ち往生車両等の発生により、除雪作業に支障が生ずる等の交通の危険を防止する必要がある場合は、一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行うものとする。 （略） ○道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により道路啓開等の状況を、迅速に情報提供するものとする。 （略）

修正前	修正後
第13節 地方公共団体等への支援 ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）	第13節 地方公共団体等への支援 ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーを派遣し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携等により、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）

修正前	修正後
第1章 災害予防 第2節　道路災害対策の推進 第2 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 ○広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、大規模な道路災害の発生に対しても代替路となる経路を確保するものとする。 （略） 第4 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。 （略）	第1章 災害予防 第2節　道路災害対策の推進 第2 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 ○激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路の未整備区間の整備及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。 （略） 第4 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 （略） ○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第8節 災害発生時における交通の確保等 （略） ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）

修正前	修正後
第11節 地方公共団体等への支援 ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）	第11節 地方公共団体等への支援 ○緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザーを派遣し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携等により、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 （略）

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 大規模火事等災害対策の推進 第2 都市の防災構造化の推進 (6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等 ○「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。 （略） 第5 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう、水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。	第1章 災害予防 第1節 大規模火事等災害対策の推進 第2 都市の防災構造化の推進 (6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等 ○「緑の広域計画」・「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。 （略） 第5 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう、水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。

修正前	修正後
○河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。 （略）	○河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取水用ピット、せせらぎ水路、災害用井戸等の整備等を図るものとする。 （略）

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及びUAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）	第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ＥＴＣ２．０や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 （略）

修正前	修正後
第1章 災害予防 第11節 災害発生時において危険な区域に関する事項 （略） ・溢水、湛水並びに土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害等に強い土地利用の推進に努めること。 （略） 第14節 住宅・建築物の安全性に対する指導に関する事項 ○住宅をはじめとする建築物の耐震性等について、診断、補強法等に関する普及・啓発、住民等の指導について定めること。 ○住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、「家屋の浸水対策マニュアル」を作成・公表するとともに、基準の遵守の指導等に努めるものとする。 （新設）	第1章 災害予防 第11節 災害発生時において危険な区域に関する事項 （略） ・溢水、湛水並びに土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するにあたっては、災害リスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとするなど、風水害等に強い土地利用の推進に努めること。 （略） 第14節 住宅・建築物の安全性に対する指導に関する事項 ○住宅や建築物の耐震性の確保について、診断、補強方法等に関する普及・啓発、住民等の指導について定めること。 ○住宅や建築物の風水害に対する安全性の確保に関し、「家屋の浸水対策マニュアル」の作成・公表や、基準の遵守の指導等について定めること。 ○住宅・建築物におけるエレベーターの安全性確保について、地震時の閉じ込め防止に関する普及・啓発、所有者等の指導について定めること。

修正前	修正後
第16節 防災のための適正な土地利用の誘導等に関する事項	第16節 防災のための適正な土地利用の誘導等に関する事項
（略）	（略）
・溢水、湛水、津波、高潮、土砂災害等による災害のおそれのある土地の区域について、都市計画法に基づき、おおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としては、原則として市街化区域に含まない等必要な規制・誘導措置を講ずること。	・溢水、湛水、津波、高潮、土砂災害等による災害のおそれのある土地の区域について、都市計画法施行令に基づき、原則としておおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に含まない等必要な規制・誘導措置を講ずること。
（略）	（略）
第3章 災害復旧・復興に関する事項 第9節 都市の復旧に関する事項	第3章 災害復旧・復興に関する事項 第9節 都市の復旧に関する事項
（略）	（略）
・被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの復興事前準備に取り組むこと。	・被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの復興事前準備に取り組むこと。
（略）	（略）

以上